

令和7年4月1日からの使用料改定に関するQ & A (お問い合わせ)

Q

どうして料金が変わるのか。

A

施設運営は常に見直しを行い、コスト縮減に努めていますが、近年の社会経済情勢、景気動向等を踏まえ、受益者負担の適正化、負担の公平性等の観点から、一部の区民施設について改定を行います。

Q

いつから新料金になるのか。

A

施設の窓口で料金を支払う日によって料金が異なります。
○令和7年3月31日までの支払い…旧料金を適用します。
○令和7年4月1日以降の支払い…新料金を適用します。

Q

令和7年3月31日までに予約し、4月以降に支払いした場合の料金はどうか。

A

支払い日を基準にするため、令和7年4月1日以降に支払う場合、新料金を適用します。

Q

令和7年3月31日までに予約・支払いをし、令和7年4月1日以降に利用施設を変更した場合の料金はどうか。

A

令和7年4月1日以降に変更の申し出をした場合は、変更後の施設の使用料に新料金を適用します。
なお、令和7年3月31日までに変更の申し出をして料金を支払う場合は、旧料金を適用します。

Q

令和7年3月31日までに予約・支払いをし、令和7年4月1日以降に利用施設を追加した場合の料金はどうか。

A

令和7年4月1日以降に追加した施設の使用料は新料金を適用します。
なお、旧料金で支払い済みの施設の使用料は変更されません。

Q

令和7年3月31日までに予約・支払いをし、令和7年4月1日以降に使用区分（使用時間）を追加した場合の料金はどうか。

A

令和7年4月1日以降に追加した使用区分（使用時間）の使用料は新料金を適用します。
なお、旧料金で支払い済みの使用区分（使用時間）の使用料は変更されません。

令和7年4月1日からの使用料改定に関するQ & A (お問い合わせ)

Q

令和7年3月31日までに予約・支払いをした場合、附帯設備使用料はどうか。

A

令和7年3月31日までに予約・支払いをした施設にかかる附帯設備の使用料は、旧料金を適用します。

Q

令和7年3月31日までに予約・支払いをし、令和7年4月1日以降に取り消した場合、還付金の金額はどうか。

A

旧料金で予約・支払いした場合、令和7年4月1日以降でも還付金の金額は旧料金を適用します。